

本事業を活用する意向のある方はこの用紙を提出して下さい。

経営体名 _____

担い手確保・経営強化支援事業【選考基準表】

未定稿

申請に係る制限

過去に受けた国の機械等整備助成事業の目標が未達成の場合、同一の成果目標は設定できません。については、過去事業の目標で「売上高の拡大」、「経営コストの縮減」、「付加価値額の拡大」を設定していて目標を達成していない場合は、本事業への応募はできませんのでご注意ください。

ポ イ ン ト 基 準 項 目		点数	該当項目に点数記入
① 付加価値額の拡大	ア 付加価値額の拡大率の目標ポイント 目標年度(令和9年度末)の付加価値額の拡大率		
	a 現状の付加価値額の10%以上の増加	1	
	b 現状の付加価値額の15%以上の増加	2	
	c 現状の付加価値額の20%以上の増加	3	
	d 現状の付加価値額の30%以上の増加	4	
	e 現状の付加価値額の40%以上の増加	5	
	f 現状の付加価値額の50%以上の増加	6	
	g 現状の付加価値額の60%以上の増加	7	
	イ 付加価値額の拡大額の目標ポイント ⑩の新規就農ポイントの加点を受ける者にあっては(イ)、その他の者は(ア)の取組に該当している。 (ア)目標年度(令和9年度末)の付加価値額の拡大額		
	a 100万円以上	1	
② 経営面積の拡大	b 150万円以上	2	
	c 300万円以上	3	
	d 400万円以上	4	
	e 650万円以上	5	
	f 1,000万円以上	6	
	g 1,500万円以上	7	
	(イ)目標年度(令和9年度末)の付加価値額の拡大額		
	a 基準額(目標年度(令和9年度末)における就農後経過年数×50万円)以上	2	
	b 基準額の10%増し以上	3	
	c 基準額の20%増し以上	4	
③ 農作物の価値向上	d 基準額の30%増し以上	5	
	e 基準額の40%増し以上	6	
	アからキまでのいずれかの取組に該当している。		
	ア 20ha(施設園芸作は目標面積が1ha以上でかつ30%、果樹作は目標面積が3ha以上でかつ15%)以上拡大	7	
	イ 10ha(施設園芸作は目標面積が0.5ha以上でかつ30%、果樹作は目標面積が1.5ha以上でかつ15%)以上拡大	6	
	ウ 機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、4ha(施設園芸作は20%、果樹作は10%)以上拡大	5	
	エ 機構から貸借権等の設定等を受けており、かつ、2ha(施設園芸作は10%、果樹作は5%)以上拡大	4	
	オ 機構から貸借権等の設定等を受けており、かつ、現状以上拡大、又は4ha(施設園芸作は20%、果樹作は10%)以上拡大	3	
	カ 機構から貸借権等の設定等を受けている、又は2ha(施設園芸作は10%、果樹作は5%)以上拡大	2	
	キ 上記アからカまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている	1	
(注)拡大面積(ha)については、本事業で導入する機械等と関連する作目の拡大面積に限る。 いわゆる闇小作の面積は含まない。			
④ 農業経営の複合化	令和4年4月から令和7年11月の間に新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農産物の価値の向上等に取り組んでいる又は目標年度(令和9年度末)までに行うこととしている。	1	
	以下に該当する場合は加点する。 ア 有機JASの認証を受けている又は目標年度(令和9年度末)までに受けれる。	1	
	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産などを組み合わせ、複合的に経営を開拓している。	1	
⑤ 経営管理の高度化	以下のいずれかの取り組みに該当している。 ア 令和4年4月から令和7年11月の間に経営面積又は農産物売上高(農産物の生産・加工に係る売上高をいう。)の3割以上の品目転換を行っている、又は目標年度(令和9年度末)までに行うこととしている。	1	
	イ 令和4年4月から令和7年11月の間に経営面積又は農産物売上高(農産物の生産・加工に係る売上高をいう。)の4割以上の品目転換を行っている、又は目標年度(令和9年度末)までに行うこととしている。	2	
	以下に該当する場合はそれぞれ加点する。 ア 令和7年11月現在、法人化(法人登記)している又は令和9年度末までに法人化することとしている。	1	
	イ 令和7年11月現在、GLOBALG. A. P又はASIAGAPの認証を取得している。	1	
	ウ 令和7年11月現在、青色申告を行っている又は目標年度(令和9年度末)までに行うこととしている。	1	
	エ 令和7年11月現在、農業版事業継続計画(BCP)を策定している。	1	
	オ 令和7年11月現在、労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している。	1	

ポ イ ン ト 基 準 項 目			点数	該当項目に点数記入
⑥ 環境配慮の取組	以下のいずれかの取り組みに該当している。 ア 令和4年4月から令和7年11月の間に化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度(令和9年度末)までに行う。 イ 令和4年4月から令和7年11月の間に環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は受けていることとしている。		1	
⑦ 農作業の共同化	令和7年11月現在、自らの経営に係る農作業について他の農業者と共同して行っている又は目標年度(令和9年度末)までに行うこととしている。		2	
⑧ 労働時間の削減	省力化技術の導入、栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間を削減することとしている。 ア 10%以上削減 イ 20%以上削減 ウ 50%以上削減	1 2 3		
⑨ 輸出の取組	計画承認までに①GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)に登録及び、②輸出に向けた取組計画を策定されている。 以下に該当する場合はそれぞれ加点する。 ア 令和7年11月現在、農産物の輸出の取組(他者との連携による取組を含む)を行っている。 イ 令和7年11月現在、輸出事業計画の認定を受けている又は認定を受けた輸出事業計画に連携者として位置付けられている。 ウ 目標年度(令和9年度末)までに農産物売上高の15%以上を輸出に振り向ける。 エ 令和7年11月現在、認定フランギップ輸出産地に参画している。	1 1 1 1		
⑩ 新規就農	事業実施年度(令和7年度)に就農する者又は就農後5年度以内の者(令和3年4月1日以降に就農した者)である。ただし、認定就農者である場合に限る。(認定農業者ではないので注意。) 以下に該当する場合はそれぞれ加点する。 ア 50歳までに就農した者である場合(法人にあっては、役員の過半が50歳以下である場合に限る。) イ 就農準備資金・経営開始資金のうち経営開始資金等の交付期間中に経営を発展させて交付を修了した者である場合。	2 3 1		
⑪ 農業者の育成	令和6年12月2日から令和7年12月1日の間に農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。)を受け入れの実績がある。 以下に該当する場合は加点する。 ア 就農に向けて必要な技術等を習得できる経営体として福岡県が認めた者である。 イ 受け入れた農業研修生が、過去5年以内(令和2年12月2日以降)に研修を修了して独立し、認定就農者又は認定農業者となつた場合。1名につき1点(上限3点)。	1 1 1~3		
⑫ 女性の取組	以下のいずれかの取り組みに該当している。 ア 女性農業者(自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者) イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に助成が当該部門の責任者であるもの	3		
				ポイント合計

※採択の可能性を高めるため、**15ポイント**以上獲得できない方は申請をお断りしておりますので、ご理解の程お願いします。

※ポイントの算出根拠となる資料をご持参ください。

※必ず達成できる目標に○をつけてください。目標を達成できなかった場合、補助金の返還となる場合があります。

※本事業を実施できるかどうかは未定であり、採択を保証するものではありません。